

盛岡大学

令和5年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和6年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

盛岡大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

使命・目的は学則第 1 条に明文化し、使命・目的を踏まえた 2 学部 5 学科の教育目的を分かりやすく簡潔に文章化し学則第 3 条の 2 に定めている。

個性・特色はキリスト教精神に基づく教育及び地域との連携であり、文学部の教育目的は「奉仕の精神を基盤とし、実践力を身につけた教養あるよき社会人」、栄養科学部の教育目的は「社会の福祉に寄与する人材」となっており、個性・特色を反映し明示している。

使命・目的と教育目的が明記された学則、教育理念、学部・学科の教育目的をホームページに掲載し周知している。

令和元(2019)年度に策定した 5 か年の中期計画には建学の精神と教育目標、育成する人材像を記載している。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは、大学案内、入学者選抜要項、ホームページ等にて公表し、オープンキャンパス、高校訪問等で周知している。

学修支援については、各学科の教員が行うほか、教務課、学生支援課、教員養成サポートセンター、就職センターにて、学修に関する各種相談に対応している。キャリア支援については、就職対策委員会、就職センターが中心になり、きめ細かく展開している。学生生活の安定のための支援として、クラス担任制、学生部、ウエルネスセンター支部を整備している。

令和 5(2023)年度における文学部社会文化学科の収容定員充足率が 1.3 倍以上となっている点は、合格基準の見直しなど具体的な取組みを行っているが、適正化することが望まれる。

〈優れた点〉

○図書館利用を促進するために、親しみやすいキャラクターを用いていること、「図書館学生サポーター」を導入していること、レポート及び論文作成の入門書として「図書館指南書」を作成し、学内の学びと図書館の活用の工夫との連携を図っていることは高く評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、学則では、単位授与に必要な学修

時間、単位認定基準、卒業認定基準等について定めている。ディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページ、学生便覧、新学期ガイダンスで周知している。各学科のカリキュラム・ポリシーに基づいた教養科目、専門科目を体系的に編成し、授業科目を適切に履修するために履修登録単位数の上限を設定している。

アセスメント・プランを策定し、「Active Portal Assessmentor システム」を用いた「ポータル DP 達成度分析」「アセスメントテスト GPS-Academic」等により測定・評価を行い、学修成果の達成度、教育内容の問題点、改善を要する点を全学的に共有し教育の改善にフィードバックしている。

「基準 4. 教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮するため学部長を置き、学長、学部長、事務局長を構成員とする教管会議を常設し学長の意思決定をサポートしている。設置基準に基づき必要な専任教員数を確保し、教育目的及び教育課程に対応した教員を適切に配置している。

教育内容・方法等の改善のために、FD 委員会を組織し、学長の諮問機関である FD 専門委員会の意見を通じて、FD 研修会、授業評価等を実施している。

専任教員全員に研究室を割当て、研究分野によっては実験室も整備し、研究に従事できる環境を整え、有効に活用している。

研究倫理の確立については、研究倫理委員会を設置し、研究活動における不正防止への啓発を行っている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

経営及び管理運営に関しては、寄附行為のもと、管理運営規程、就業規則、学則、園則及び諸規則により適切に行い、法人のガバナンス・コードに基づき、中期計画を策定している。

理事会を毎月 1 回開催し、監事 2 人も必ず出席している。

法人は、過去約 20 年間にわたりほぼ収入超過であり、安定した財務基盤を確立している。

会計処理は、公認会計士や税理士の指導・助言を受け、「学校法人盛岡大学経理規程」等に基づき適正に行い、監事が監査法人による監査に毎回立合い、公認会計士との意見交換を行う等、公認会計士による監査と監事による監査の二つの監査体制を整備している。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証の全学的な方針を定め、恒常的な組織体制を示す「内部質保証プロセス図」により責任体制を明確に可視化し、ホームページに明示している。

学則第 2 条において自己点検・評価を行い、その結果を公表することを定め、自己点検・評価を行っている。

IR 室を設置し、学生の GPA(Grade Point Average)取得状況に関するデータの可視化等、教育の質保証に資するデータ収集・可視化に重きを置いた活動を行い、教育改革推進室と連携している。

加えて、教育改革推進室が各種アセスメント資料の分析・評価に基づいた教育内容の改

善案を自己評価委員会に提案し、同委員会において教育の質保証を軸とした PDCA サイクルを機能させるために審議・統括を行っている。

総じて、大学の使命・目的を踏まえた学部・学科を設置し、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーを定め、教養科目、専門科目を体系的に編成している。

内部質保証の全学的な方針を定め、各種アセスメント資料の分析・評価に基づいた教育内容の改善案を検討し、教育の質保証を軸とした PDCA サイクルを機能させる取組みを行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.持続可能な地域社会の福祉に貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的は学則第 1 条に具体的に明文化し、使命・目的を踏まえた 2 学部 5 学科の教育目的を分かりやすく簡潔に文章化し学則第 3 条の 2 に定めている。

個性・特色はキリスト教精神に基づく教育及び地域との連携であり、文学部の教育目的は「奉仕の精神を基盤とし、実践力を身につけた教養あるよき社会人」、栄養科学部の教育目的は「社会の福祉に寄与する人材」となっており、個性・特色を反映し明示している。

加えて、時代のニーズに合った資格取得や人材育成をするために平成 26(2014)年度に文学部児童教育学科「保育・幼児教育コース」を開設し、令和 4(2022)年度に文学部社会文化学科の教育目的を入学志望者等に分かりやすいように変更した。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は学生便覧に掲載し、全教員・全学生に配付している。使命・目的と教育目的が明記された学則、教育理念「愛と奉仕の精神」、学部・学科の教育目的をホームページに掲載し周知している。

令和元(2019)年度に策定した中期計画には建学の精神と教育目標、育成する人材像を記載している。

全学・学部・学科の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、建学の精神、教育目的を反映して策定しており、見直しも検討している。

使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織として 2 学部 5 学科を設置し、これを支える運営体制として 11 の部署・センター等を置いている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、大学案内、入学者選抜要項、ホームページ等にて公表し、オープンキャンパス、高校訪問等で明示し、周知している。入学者受入れは、アドミッション・ポリシーに掲げた内容に従ったものとなっており、文学部 9 種類、栄養科学部 6 種類と多様な選抜が行われている。近年の募集状況は、全体としては適切である。令和 5(2023)年度における文学部社会文化学科の収容定員充足率が 1.3 倍以上となっている点

は、合格基準の見直しなど具体的な取組みを行っているが、適正化することが望まれる。入試問題は大学独自の作成であり適切な体制により運用されている。

〈参考意見〉

○令和 5(2023)年度における文学部社会文化学科の収容定員充足率が 1.3 倍以上となっている点は、総合型選抜入学試験及び学校推薦型選抜入学試験における合格基準の見直しなど具体的な取組みを行っているが、適正化することが望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

履修指導については、教職協働で年度初めにガイダンスと新入生オリエンテーションを行うなど、1年生から4年生まで継続的な指導を行っている。個別の学修支援については、教務委員会を中心に各学科の教員が行うほか、教務課、学生支援課、教員養成サポートセンター、就職センターそれぞれが窓口を設け、学修に関する相談に対応している。また、障がいのある学生へは、「盛岡大学・盛岡大学短期大学部学生相談規程」「盛岡大学・盛岡大学短期大学部における特別な支援を必要とする学生の修学支援要領」に基づきウエルネスセンター支部相談支援部門と学生部が連携して支援を行っている。休学・退学の対策として、教員、学生支援課、学生相談員を中心とし学生支援アンケートを活用しており、留年者、中途退学希望者等への指導は、学科長、クラス担任、教務課、学生支援課が中心となり個別指導を行っている。オフィスアワーは、シラバスに掲載の上、専任教員においては全学的に実施されている。

〈優れた点〉

○図書館利用を促進するために、親しみやすいキャラクターを用いていること、「図書館学生サポーター」を導入していること、レポート及び論文作成の入門書として「図書館指南書」を作成し、学内の学びと図書館の活用の工夫との連携を図っていることは高く評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援については、就職対策委員会、就職センターが中心になり、展開している。2年生に対し、インターンシップを科目として開講している他にも、キャリア形成を支援する講座を4年間通して数多く開講し、学生の職業観や勤労観を育成する仕組みを設けている。時間割の関係から希望するキャリア講座を受講できない学生もいるため、今後は授業科目との調整が望まれる。教員志望者への就職支援は、教員養成サポートセンターを中心に行われ、近隣の教育委員会と連携し教育実践体験の機会を設けるなどのきめ細かい対策を講じている。岩手県立大学、岩手大学との連携によるインターンシップの他、東北地区の6大学の連携による取組みも効果的に行われている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援として、クラス担任制、学生部、ウェルネスセンター支部を整備し、学修及び心と体の相談、経済的支援等、多面的な支援を行っている。「盛岡大学経済困窮者向け給付型授業料減免」制度、学生生徒等納付金を減免する制度を施行している。その他、大学独自の特別奨学金制度、減免等を導入している。盛岡大学奨学会は一般貸与奨学金・一時貸与奨学金と交換派遣留学生を対象とした給付奨学金の2種類の奨学金制度を設けている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のため、校地、ピアノレッスン棟やセミナーハウス等を含む校舎、図書館、運動場、体育施設、情報サービス施設、寄宿舍、附属施設などを適切に整備し、十分な教育環境を有している。また、校舎等については耐震化対応施設となっている。図書館は研究活動の拠点として十分な広さと開館時間により十分に利用できる環境を整備している。ICT（情報通信技術）環境は、情報システムセンターが中心となり、整備・管理、セキュリティ対策を実施している。コンピュータ室3教室及び図書館内には、情報リテラシー教育

ステーションの機能を有する多目的学習室を設置している。バリアフリーについては、多目的トイレ、スロープ、手すり、エレベータ等を設置している。保育士養成施設の指定科目については、45人以下の1クラスに編制するなど、教育効果を十分上げられるような人数となっている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「学生生活調査」により学修支援に関する学生からの意見・要望の把握を行っている。そして、その結果を踏まえて、スクールバスや路線バスの実質無償化や各教室、学生食堂、ラウンジのアクセスポイント充実など施設・設備の改善に反映している。また、「大学生適性調査 UPI(University Personality Inventory)」を行い、集計結果は、クラス担任教員、学生支援課職員、相談支援室職員が共有し、学生への支援、指導に活用している。図書館においては、「図書館利用についてのアンケート」を実施し、そこでの意見や要望を参考資料としてサービス向上のための取組みを行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

全学・学部・学科それぞれの教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、学則では、単位授与に必要な学修時間、単位認定基準、卒業認定基準、他大学で修得した単位

の認定について定めている。学生便覧には成績評価基準、GPA の運用について明記している。ディプロマ・ポリシーは大学のホームページや学生便覧で周知、また、単位認定や卒業認定の基準は、新入生オリエンテーション、履修ガイダンスで周知している。「オンライン Active Portal システム」を使用して、学生は自己の卒業要件単位の修得状況を常時確認でき、教員は学生の履修指導に活用できるようにしている。全ての学科において「卒業研究論文」の提出を義務付け、卒業認定は学則に基づき行っている。

〈参考意見〉

○学則に、成績評価で用いられる S、A、B、C、D の具体的な基準を記載することが望まれる。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを達成するための全学・学部・学科のカリキュラム・ポリシーを定め、大学のホームページ、学生便覧、新学期ガイダンスで周知している。各学科のカリキュラム・ポリシーに基づいた教養科目、専門科目を体系的に編成し、授業科目を適切に履修するために履修登録単位数の上限を設定している。学生便覧には履修モデル、シラバスには、授業計画、到達目標、得られる学修成果を掲載し、学生の計画的な学修をサポートする内容を整えている。学部・学科の特性に合わせた教養科目を編成し、整備した学修環境でアクティブ・ラーニングを導入した授業を実施している。FD 委員会が主体となり、「授業効果調査」を実施し、教員が点検・評価した改善案を授業評価報告書にまとめ、授業改善に役立てている。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

全学・学部・学科のディプロマ・ポリシーの下位区分として「学修目標」を制定し、「各学修目標の達成度を学修成果」としている。アセスメント・プランを策定し、「Active Portal Assessmentor システム」を用いた「ポータル DP 達成度分析」「アセスメントテスト GPS-Academic」「学生生活調査」「卒業時アンケート」等のアセスメントを行っている。また、各学修目標の達成度を可視化し、教員及び学生が評価できるようにしている。教育改革推進室は、アセスメント資料をもとに分析した結果を教授会や自己評価委員会に報告、教育内容や教育環境の改善を提案し、学修成果の達成度、教育内容の問題点、改善を要する点を全学的に共有することによって教育の改善にフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するため学部長を置き、学長、学部長、事務局長を構成員とする教管会議を常設し学長の意思決定をサポートしている。学長が教授会の意見を聴取する事項については、「盛岡大学教授会運営規程」第 2 条に定めている。

教学マネジメントを機能的に推進するため、大学運営委員会、各専門委員会、各学部教授会等の会議体を置き、職員を構成員とする等、組織上の位置付け及び役割を各会議体の規則において明確に規定している。各審議結果を受けて、学長が判断、指示を行う体制を整えている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に基づき必要な専任教員数を確保し、教育目的及び教育課程に対応した教員を適切に配置している。教員の採用については公募し、応募資格として「キリスト教主義に基づく教育に理解のある者」を必ず掲げ、大学の使命・目的、教育目的に則した採用を図っており、「盛岡大学文学部・盛岡大学短期大学部教員任用規程」及び「盛岡大学栄養科学部任用規程」に基づき、人事委員会と教授会において検討し、理事会にて決定している。

教育内容・方法等の改善のために、「盛岡大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則」に基づき FD 委員会を組織し、学長の諮問機関である FD 専門委員会の意見を通じて、授業評価、FD 研修会等を実施し、オンライン開催など、参加者が増える工夫をしている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みについては、その一助として、法人本部において法人・大学・高校合同の SD 研修会を年 2 回開催している。大学の職員を対象とした SD 研修会を実施する他、外部団体が主催する研修会も活用して研修体制を構築している。また、SD 研修会実施後にはアンケートを実施し、SD 委員会においてアンケート結果を踏まえて、研修内容の見直しを行っている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員全員に研究室を割当て、研究分野によっては実験室も整備し、研究に従事できる環境を整え、有効に活用している。

研究倫理の確立については、研究倫理に関する規則を制定し、学長、各学部長及び事務局局長を構成員とする研究倫理委員会を設置し、新規採用教員は独立行政法人日本学術振興会の e ラーニングコースを受講することとし、研究活動における不正防止への啓発を行っている。

また、「盛岡大学個人研究費規程」に基づき個人研究費を支給し、学内公募による競争的研究費助成制度として「教育の質向上に係る助成事業」を開始して、専任教員の研究活動を奨励している。加えて、「盛岡大学学術研究助成制度」を制定し、科学研究費助成事業等の外部資金の導入の努力を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営及び管理運営に関しては、寄附行為のもと、管理運営規則、就業規則、学則、園則及びそれらに基づく諸規則に定め、情報の公表は、法令等に基づき適切に行っている。そして、法人のガバナンス・コードに基づき、中期計画を策定している。基本的な考え方として、教学、人事、施設、財務において四つの目標を設定し、八つの重点項目を定め、その着実な実行により法人の更なる充実・発展を目指している。

また、クールビズの励行、キャンパス内全面禁煙、ハラスメント窓口のホームページ公表など環境や人権に配慮している。危機管理規程を整備し、避難訓練の実施、新型コロナウイルス感染症対策本部の設置、職員への情報セキュリティ訓練の実施など危機管理体制が適切に機能している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は毎月 1 回開催され、理事の出席率は、1 人の理事の出席率が芳しくないものの改善を図る方針である。その他は概ね良好であり、監事 2 人も必ず出席している。常勤理事は、理事職務分担規程により、法人運営に関わる理事の職務と責務を明確化し、ガバナンス機能の改善、強化を図っている。

常勤理事 7 人で構成される「案件審査会議」を常設し、法人業務全般にわたる重要事項の策定や執行計画の企画立案、予算及び決算に関する事項、資金調達及び運用に関する基本方針の策定、法人の各学校の管理運営に関する事項を協議している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会の業務決定や理事の職務執行が適切かつ円滑に進むよう、重要案件について「案件審査会議」において事前協議を行っている。理事長は毎年度上半期末及び年度末に事業計画及び財務状況の報告を求め、総括し、業務を総理している。

評議員の評議員会への出席状況は概ね良好であり、評議員会が理事会の諮問機関としての役割を果たすとともに、監事においても、理事会及び評議員会への出席状況は良好であり、実施する監査を通じて大学の管理運営機関との相互チェックが有効に機能している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 22(2010)年度から法人全体の計画として定期的に中期経営計画を策定するとともに、盛岡大学・盛岡大学短期大学部に特化して令和元(2019)年度に策定した令和 5(2023)年度までの中期計画では「当該年度の収入で、支出を賄う」という基本方針に基づいて収入予算を超えない支出予算作成を目指しており、適切に財務運営を行っている。

法人は、過去約 20 年間にわたりほぼ収入超過で推移しており、平成 26(2014)年度以降は借入金がなく安定した財務基盤を確立している。また、基本方針を堅持し、緊急性、有効性の高い事業・物件を優先的に予算化することで収入と支出のバランスを保っている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理の実施については、公認会計士や税理士の指導・助言を受け、「学校法人盛岡大学経理規程」等の諸規則に基づき適正に行っている。

会計監査の体制整備については、監事が監査法人による監査に毎回立合い、公認会計士との意見交換を行う等、公認会計士による監査と監事による監査の二つの監査体制を整備している。

また、学校法人会計における予算の重要性を認識して、決算額が予算額と著しくかい離しないように、下半期初めと年度末に補正予算を編成している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の全学的な方針として「盛岡大学・盛岡大学短期大学部における内部質保証の基本方針」を定め、恒常的な組織体制を示す「内部質保証プロセス図」によって責任体制を明確に可視化しホームページに明示している。

自己評価委員会は学長を委員長とし、各学部・学科・部門の責任者 20 人の委員によって構成し、自己点検・評価に関する改善を目的とした PDCA サイクルを回すことを基軸としている。

自己評価委員会の下部組織として教育改革推進室を設置し、学長のイニシアティブのもと、学修成果の全学的な点検や改善、点検方法の開発を所管している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学則第2条において、自己点検・評価を行い、その結果を公表することを定め、全学・学部・学科・部署等の部門、授業担当教員のさまざまなレベルで自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。自己点検・評価結果をまとめた「自己点検・自己評価報告書」を学部別に冊子体で刊行し、全教員・部門に配付するとともに、全文をホームページ上に公開している。

「盛岡大学・盛岡大学短期大学部 IR 室運営規則」を定め、IR 室を設置している。IR 室は、令和 4(2022)年に決定した「盛岡大学・盛岡大学短期大学部における内部質保証の基本方針」により教育の質保証のプロセスに組み込まれ、学生の GPA 取得状況に関するデータの可視化等、教育の質保証に資するデータ収集・可視化に重きを置いた活動を行い、教育改革推進室と連携している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己評価委員会において、内部質保証に関する中期目標を策定し、計画の進捗状況については教育改革推進室が取りまとめ、分析結果を検証し、次期中期目標を策定している。

令和 4(2022)年度に策定したアセスメント・プランは、ディプロマ・ポリシーに求める資質・能力を把握することを目的とし、「アセスメントテスト GPS-Academic」によりカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに関する測定も実施している。

加えて、教育改革推進室が各種アセスメント資料の分析・評価に基づいた教育内容の改善案を自己評価委員会に提案し、同委員会において教育の質保証を軸とした PDCA サイクルを機能させるために審議・統括を行っている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 持続可能な地域社会の福祉に貢献

A-1. 建学の精神に基づいた持続可能な地域社会の福祉に貢献

A-1-① 建学の精神と持続可能な地域社会の福祉に貢献することの整合性

A-1-② 実施体制

A-1-③ 実施内容

【概評】

建学の精神に基づいた持続可能な地域社会の福祉に貢献する活動を行っている。コロナ禍においては、岩手県内で唯一の大学拠点接種会場として、新型コロナワクチン接種を实

施し、地域負担の軽減及び接種の加速化、積極的疫学調査を行い、保健所業務の軽減を図った。ホームページで感染者・濃厚接触者の受け付けを行い、早期特定することによって感染拡大を防止し、感染者には、日用品や食料品の宅配、薬剤提供・療養支援、感染後の合併症に対する支援を行った。ウィズコロナ・ポストコロナの時代においても、サルコペニア・フレイル対策や「ウエルネスリトリートプログラム」を提供し、身体的、精神的、社会的健康の支援を行っている。健康に関して戦略的なアドバイスを提供する「健康経営アドバイザー」の資格取得を指導・支援することで「社会に有為な人材の育成」と、「持続可能な地域社会の福祉」に貢献している。